

平成26年6月6日  
道 路 局

## 改正道路法（H26・5成立）の関係省令の整備に関する パブリックコメントについて

今国会において、5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）」により、道路法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法等が改正されました。

本法律の施行に当たり、公布の日から3ヶ月以内に施行される部分における省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行います。

省令案の内容としては、

- (1) 国の補助対象となる高速道路の連結部分（スマートインターチェンジ）
- (2) 特定更新等工事の対象となる施設又は工作物

等について定めるものです。

以上について、別紙のとおり、本日より6月19日までパブリックコメントを実施します。

○問い合わせ先：

道路局 路政課 企画専門官 高田 龍

代表：03-5253-8111（内線 37332） 直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令  
の一部を改正する省令案について

平成26年6月  
国土交通省  
道路局路政課

1. 改正の背景

今国会で成立した道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）により、道路法（昭和27年法律第180号）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下、「機構法」という。）等が改正されました。

本法律の施行に当たり、公布の日から3ヶ月以内に施行される部分における省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) スマートインターチェンジ関係（機構法第12条第1項第6号関係）

**法律** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（抄）  
（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

→国土交通省令の案

「法第十二条第一項第六号の国土交通省令で定める部分は、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とする高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の部分とする。」

(2) 特定更新等工事関係（機構法第13条第1項第2号関係）

**法律** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（抄）  
（協定）

第十三条 （略）

二 …特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。…）…

→国土交通省令の案

「法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、橋、トンネル、高架の道路、土工及び防護施設とする。」

※その他、所要の改正を行います。

3. スケジュール

公布予定：平成26年6月下旬

施行予定：平成26年6月下旬

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号） 抄

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

七～十一 （略）

2 （略）

（協定）

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

一 （略）

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。）を除き、修繕に係る工事）にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容

三 特定更新等工事の内容

四～九 （略）

2～5 （略）

# ●道路法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

(高速道路の計画的な更新とスマートインターチェンジの整備等による地域活性化を図る法案)

首都高速道路等の高速道路の老朽化に対応した迅速かつ計画的な更新事業を行うとともに、高速道路の活用を図るため、現行の料金徴収期間後の一定期間における継続的な料金徴収、立体道路制度の既存の道路への適用拡大、スマートインターチェンジの整備に対する財政支援等の所要の法的措置を講ずる。

## 1. 背景・必要性

○建設開始後半世紀を経て老朽化が進む高速道路の更新を、厳しい財政状況の中でも迅速かつ計画的に推進する必要



鉄筋コンクリート桁における  
主要な鉄筋の腐食  
橋脚部における  
コンクリートのひび割れ

○都市再生や地域活性化を進めるため、高速道路の活用を図るための新たな方策が必要



未活用の状態にある  
首都高速道路の上部空間  
諸外国と比べて広いインター  
チェンジ間隔(スマートICを除く)

アメリカ	5Km
ドイツ	7Km
イギリス	4Km
日本	10Km

## 2. 改正事項

### (1) 高速道路の計画的な更新の実施

#### ①計画的な更新を行う枠組みの構築

- 高速道路機構・高速道路会社間の協定と、高速道路機構の業務実施計画に、更新事業を明記(国土交通大臣が業務実施計画を認可)【高速道路機構法】

#### ②更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定(世代間の負担の平準化)

【道路整備特措法】



### (2) 高速道路の活用による維持更新負担の軽減と地域活性化

#### ①道路上部空間の活用による、都市再生事業と高速道路の維持更新事業との連携

- 立体道路制度の既存の高速道路への適用拡大【道路法】

#### ②高架下空間の活用

- 占用基準の緩和、入札方式の導入【道路法】

#### ③地域活性化のための高速道路の活用

- スマートインターチェンジの整備に対する財政支援【高速道路機構法】